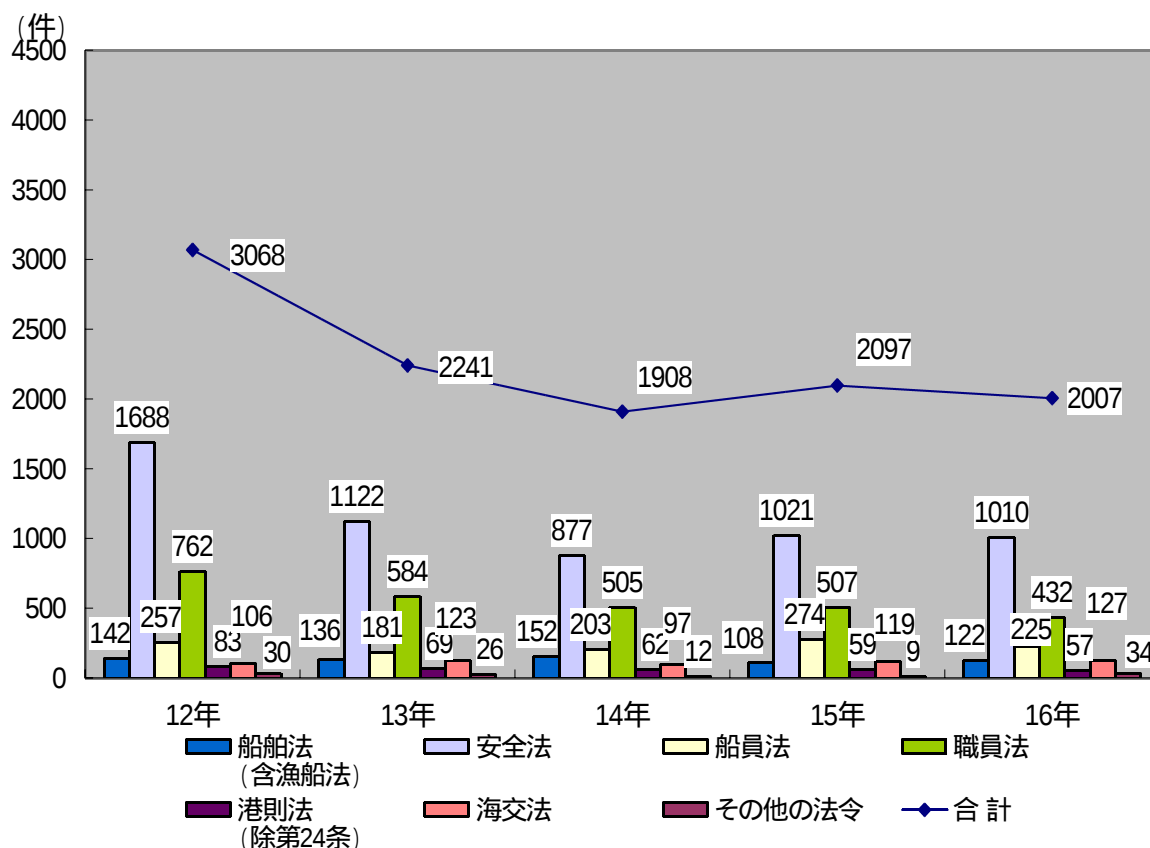


1 海事関係法令違反の取締り状況

平成16年の海事関係法令違反の送致件数は2,007件で、前年の2,097件と比較し90件（約4%）減少しました。法令別では、無検査、定員・積載超過等の禁止等を規定する船舶安全法関係法令違反の送致件数が1,010件で全体の約50%を占めており、次いで無資格運航の禁止等を規定する船舶職員及び小型船舶操縦者法関係違反が432件で全体の約22%を占めています。なお、小型船舶操縦者の遵守事項違反については、26件の違反を確認し、地方運輸局等に通知しました。

無資格・定員超過による旅客船の運航事犯等、重大事故につながりかねない海事関係法令違反も発生している現状に鑑み、海上保安庁では、今後も、悪質な海事関係法令違反に対する厳正な監視取締りを実施するとともに、船舶の安全運航やマリンレジャーの安全を確保するため、海事関係法令の励行について、現場における積極的な指導等を行っていくこととしています。

《海事関係法令違反の法令別送致件数の状況》



【平成16年の主な事件】

《各地で小型船舶の不法運航に対する集中的な指導取締りを実施》

- 富山湾における小型船舶集団不法運航事件(伏木海上保安部)

富山湾海域における水上オートバイとプレジャーボートの衝突2名死亡事故の発生及び地元住民等からの取締要請等に鑑み、平成16年7月から8月にかけて集中的な指導取締りを実施し、無検査運航等のプレジャーボート等6隻を検挙しました。

- 御前崎港周辺海域における水上オートバイ等集団不法運航事件(御前崎海上保安署)

水上バイクの機関故障等海難事故の頻発、テトラポットへの衝突死亡事件の発生、取締要請等に鑑み、平成16年7月に集中的な指導取締りを実施し、無検査運航の水上オートバイ等8隻を検挙しました。

(届出なく不定期航路事業を行った遊漁船の所有者及び船長を逮捕)

- 別府湾におけるホエールウォッチング船による海上運送法違反事件(大分海上保安部)

平成16年3月16日、不定期航路事業の届出を行うことなく、遊漁船G丸(9.99ト、乗員1名)に旅客を有償で乗船させてホエールウォッチング事業を営んだとして、同船船舶所有者(58歳)及び同船船長(60歳)の2名を海上運送法違反の容疑で通常逮捕しました。

2 刑法犯の取締り状況

平成16年の刑法犯の送致件数は1,014件で、昨年の1,160件に比べ146件減少しました。

罪種別を見ると、衝突、乗揚げ等の業務上過失往来妨害罪が802件(刑法犯全体の約79%、前年より161件減)、次いで業務上過失致死傷が134件(刑法犯全体の約13%、前年より6件減)と船舶運航上の過失に起因するものが全体の9割を占めており、その他には傷害の罪が18件(約1.8%)、窃盗の罪が16件(約1.6%)等となっています。

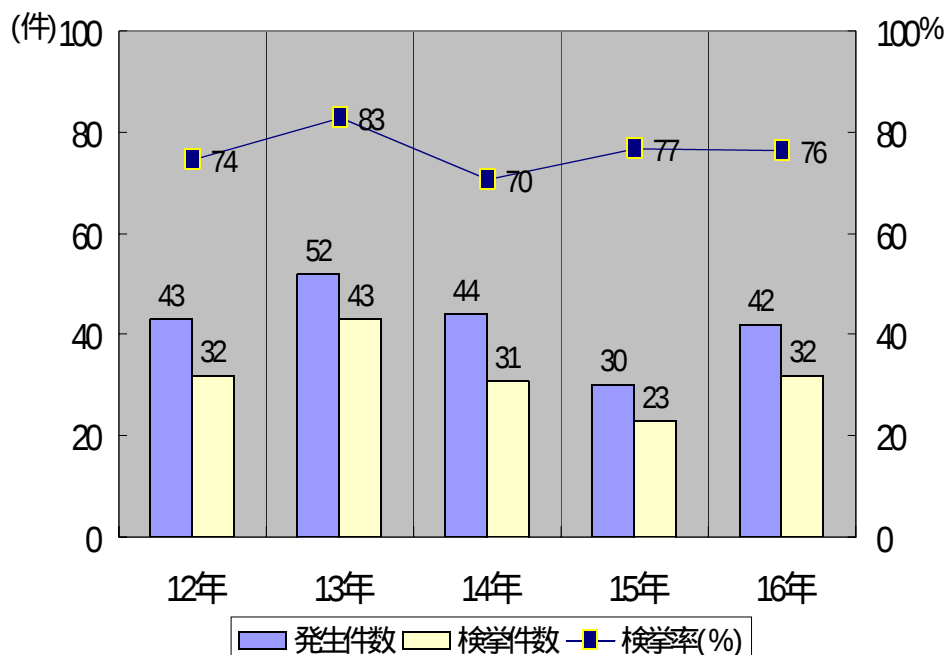
刑法犯の送致件数が減少した要因としては、その大半を占める衝突、乗揚げ等の海難に伴う業務上過失往来妨害罪が減少したためです。

平成16年における刑法犯の特徴としては、フェリー等の船内における各種犯罪の多発が挙げられます。平成16年には、強制わいせつ4件(前年1件)、窃盗9件(前年2件)を送致しています。

平成16年において、衝突逃走事件、いわゆる「当て逃げ」は42件(前年30件)発生しました。当て逃げは、衝突相手船が転覆・沈没したり、乗組員が死亡するケースも多く、極めて悪質な事案であり、一旦逃走されればそのまま国外へ逃走されるおそれもあるため、情報入手後直ちに巡視船艇・航空機を緊急配備するほか、遺留塗膜を分析する等して、逃走船舶の割り出しを行い、42件の当て逃げ事件のうち32件の対象船舶を検挙(検挙率約76%)しました。

海上保安庁は、今後も、殺人、傷害、放火、窃盗といった海上においても発生する各種刑法犯罪に的確に対応できるよう、現場鑑識体制の強化等により捜査体制の強化を図っていくこととしています。

《衝突逃走事件の発生・検挙件数及び検挙率の状況》



【平成16年の主な事件】

《我が国領海内を航行中の外国貨物船内で発生した外国人同士の殺人事件で加害者の外国人乗組員を逮捕》

○パナマ籍貨物船内殺人事件（境海上保安部）

平成16年7月12日午前11時30分頃、島根県隠岐郡西ノ島北西海域（領海内）を航行中のパナマ籍貨物船G号（35,905ト、韓国人2人、フィリピン人18人乗組み）の船内において、フィリピン人チーフコック（39歳）がフィリピン人二等航海士（46歳）を包丁で刺殺する事件が発生。同船船長からの援助要請を受け、境海上保安部は、沖合で同船に海上保安官を移乗させて捜査に着手し、被疑者を殺人容疑で緊急逮捕しました。

《フェリー船内窃盗事件の容疑者を検挙》

○フェリーN号船内窃盗事件（名瀬海上保安部）

平成16年6月23日午前4時05頃、鹿児島から名瀬向け航行中のフェリーN号（6,586トン）から、船内窃盗事件が発生した旨の通報があり、同船の入港を待って直ちに捜査に着手、就寝中の乗客の枕元に置いてあったバックの中の財布から現金を抜き取り、靴下の中に隠していた少年A（16歳）を窃盗容疑で検挙しました。

《漁船と衝突し逃走した貨物船の船長を検挙》

○LPG運搬船H丸の底曳漁船K丸に対する衝突逃走事件（松山海上保安部）

平成16年6月18日午後11時50分頃、愛媛県越智郡菊間町沖合いの安芸灘において、操業中の底曳き網漁船K丸(4.99ト)、2名乗組み)と船名不詳船舶が衝突、K丸は転覆、相手船はそのまま西向け逃走するという事件が発生しました。K丸の乗組員2名は、付近海域を航行したフェリーにより発見・救助され、同フェリーからの通報により、第六管区海上保安本部は巡視船艇・航空機の緊急配備を行い、衝突現場の付近海域を航行した100隻以上の船舶について逐一調査を行いました。その結果、水島海上保安部の巡視艇が船首部に真新しい衝突痕のあるLPG運搬船H丸(695ト)を発見、同船を逃走した相手船と特定し、衝突時に操船していた船長(62歳)を業務上過失往来危険容疑で検挙しました。

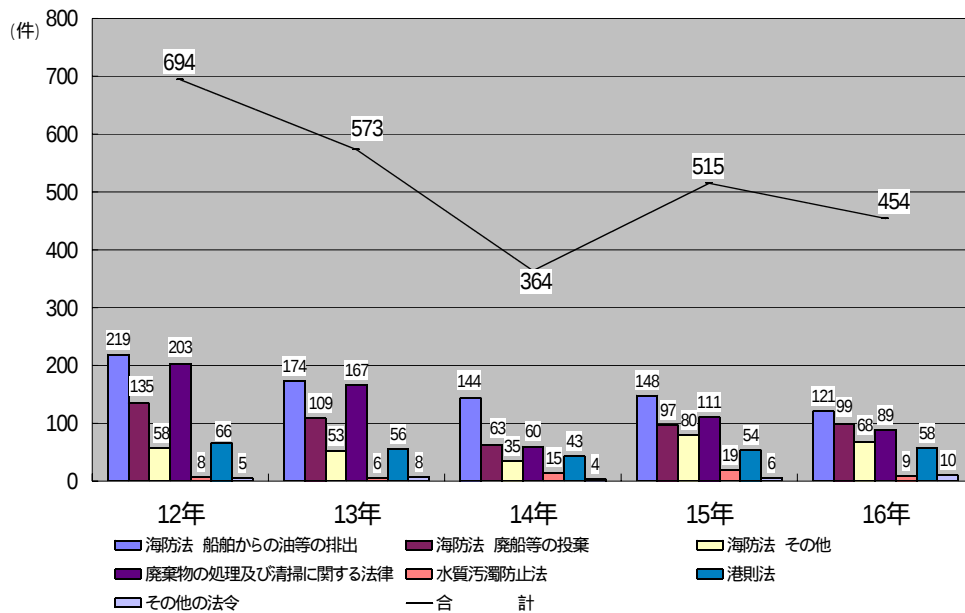
3 海上環境関係法令違反の取締り状況

平成16年の海上環境関係法令違反の送致件数は454件で、前年の515件に比べ61件(約12%)減少しました。

外国船舶に対する油等の不法排出事犯取締りについては、国際条約に基づき、船舶の航行の利益を考慮した取締り(担保金の提供による早期釈放制度)を実施しており、その結果、22隻に対して同制度を適用し、総額1450万円の担保金の提供を受けました。

海上環境関係法令違反の送致件数の減少は、硫酸ピッチその他の廃棄物不法投棄問題に端を発し、これらの事案に対する国民の関心が高まる中で、環境関係法令の改正により規制が強化されるとともに、海上保安庁、警察、地方自治体等が指導取締りを強化したことも、その一因を成しているものと考えられます。その一方で、取締りの強化が逆に事犯の悪質化・潜在化につながるおそれもあり、処理施設の逼迫や適正処理費用の節約等のため、投棄や排出が発覚し難い海域への廃棄物・廃船等の不法投棄及び汚水の不法排出の増加が懸念されることから、引き続き、警察・地方自治体等の関係機関や民間団体等との連携の拡大を図るとともに、年2回の海上環境事犯一斉取締り等の集中的な取締りを実施すること等により、海上環境関係法令違反に対する監視取締りを強化していくこととしています。

《海上環境関係法令違反の法令別送致件数の状況》



【平成16年の主な事件】

《「硫酸ピッチ」入りドラム缶を海中投棄していた中古船販売業者を検挙》

○御座岬沖における硫酸ピッチ入りドラム缶海上不法投棄事件（鳥羽海上保安部）

平成16年1月27日、三重県志摩町沖の熊野灘において、廃液入りのドラム缶を夜陰に紛れて投棄している船舶を認め、浜島町の中古船販売業者を海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律違反の容疑で検挙しました。その後、海上保安試験研究センターがドラム缶の内容物について分析したところ、近年陸上における不法投棄が社会問題化している有害物質「硫酸ピッチ」であることが判明しました。

《タンカーの船骸を不法に海中投棄していた石材採石販売業者を検挙》

○小豆島沖船骸不法投棄事件（坂出海上保安署）

平成13年7月頃から香川県小豆島沖に解体されたタンカーの残骸が不法に投棄されていた事件を捜査し、石材採石販売業者が約860トンの船骸を不法投棄した事実を突き止め、平成16年3月3日、同販売業者を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の容疑で検挙しました。

《工場排水を不法に排出していた水産食品業者を検挙》

○高濃度COD汚染排水不法排出事件（高松海上保安部）

漁港内の排水溝から化学的酸素要求量（COD）に係る排出基準を超過した排水が流れ出ているのを確認、数ヶ月にわたる内偵捜査により、同排水溝に繋がる多数の下水管をたどって排出源となっていた水産食品工場を特定し、平成16年8月9日、同社を水質汚濁防止法違反の容疑で検挙しました。

4 漁業関係法令違反（外国人に係るものを除く。）の取締り状況

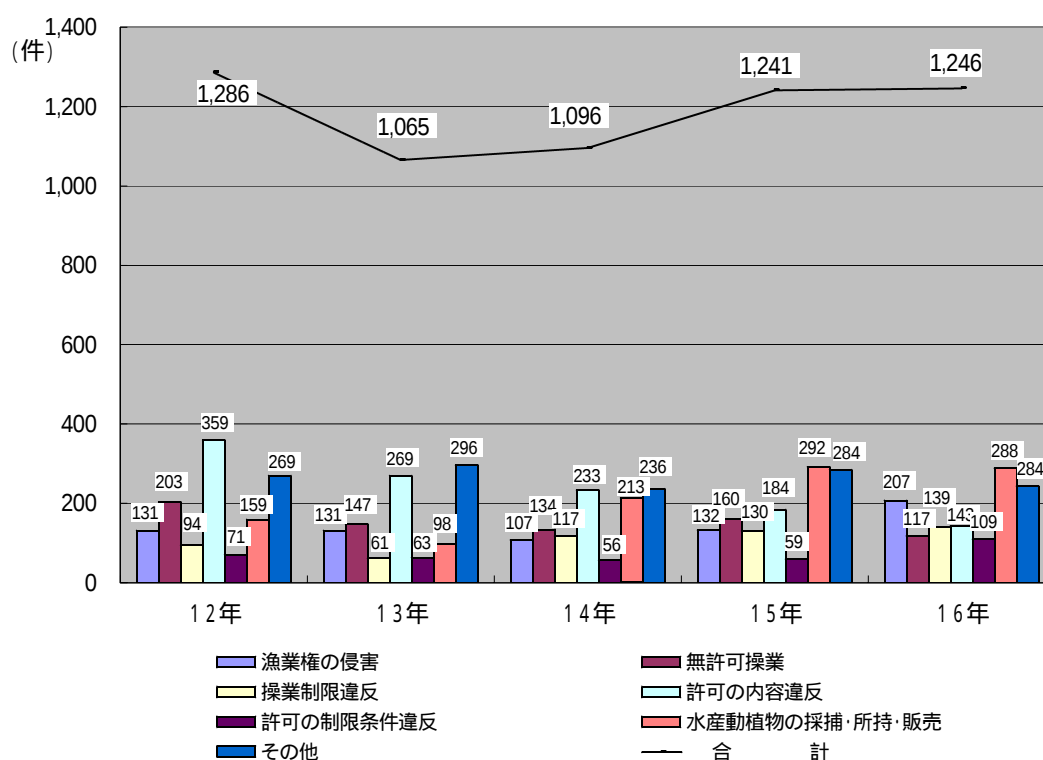
平成16年の漁業関係法令違反（外国人に係るものを除く。）の送致件数は1,246件で、前年の1,241件に比べ5件増加しました。

平成16年においては、引き続き無許可操業、区域・期間外操業等のいわゆる密漁事犯の摘発に力を入れた結果、暴力団関係者による密漁事犯4件（前年2件）を含む1,229件（漁業関係法令違反の約99%、前年比19件の増加）を送致しました。

密漁事犯は、放置すれば漁業資源の枯渇による食生活への影響という問題にとどまらず、暴力団への資金供給等につながり、国民の安寧な生活に対する脅威となっていることから、情報収集の強化により潜在的な悪質密漁事犯の掘り起こしに努めるとともに、関係機関との協力を強化すること等により、厳正な取締りを実施してきたところです。

海上保安庁では、今後とも、地域住民の生活に直接悪影響を与える悪質な密漁事犯の取締りを積極的に実施し、背後にある犯罪組織の撲滅と事犯の根絶を図ることで、地域の期待に応えていくこととしています。

《漁業関係法令違反の法令別送致件数の状況》



【平成16年の主な事件】

《暴力団員等による悪質な組織的密漁事犯の検挙》

- 暴力団員等による潜水器密漁事件（気仙沼海上保安署）

平成16年4月15日、潜水器密漁ぐ犯船を、地元漁業協同組合と連携して監視中、同組合からぐ犯船の出港情報が寄せられたため、直ちに巡視船艇を出動し捕捉体制を敷いたところ、操業を終えて入港してきたぐ犯船を発見捕捉、乗船していた山口組傘下暴力団員1名を含む3名を現行犯逮捕しました。

- 暴力団員等によるかに密漁事件（室蘭海上保安部、苫小牧海上保安署、浦河海上保安署）

暴力団が関与する、広域的かつ大がかりな毛がに密漁の風評に端緒を得て、隣接する3つの海上保安部署が連携して捜査に着手しました。平成16年11月18日、密漁船の入港水揚げの現場を急襲して、密漁グループのうち3人を漁業調整規則違反の容疑で現行犯逮捕するとともに、現場から逃走した山口組傘下暴力団員2名を通常逮捕、さらに密漁された毛がにを買受けていた水産業者を同じく漁業調整規則違反の容疑で検挙しました。これら容疑者グループは、密漁により数千万円もの利益を得ていたということが判明しています。

《関係機関と連携して悪質密漁事犯を検挙》

- 海上保安庁、警察、県が連携して潜水器密漁者を逮捕した事例（石巻海上保安署）

平成16年11月25日、宮城県資源水産部から「密漁容疑船を追跡したが、乗員が船を投棄し逃走した」との通報を受け、巡視船艇を現場に急派、確認したところ、投棄された船内から潜水器具及び「あわび」を発見したため、地元警察と連携して乗員を割り出し、住吉会傘下暴力団員1名を漁業調整規則違反等の容疑で逮捕しました。

- 海上保安庁の巡視艇と県の漁業取締船の合同取締りを実施、密漁船を摘発した事例（松山海上保安部）

平成16年1月29日、島嶼区域において、海上保安庁の巡視艇と県の漁業取締船により夜間合同取締を実施中、無許可底曳網漁船を発見、接近したところ逃走を開始したため、停船命令を発しつつ合同で追跡した結果、逃走を断念、停船したため、同漁船の船長（34歳）を漁業調整規則違反の容疑で現行犯逮捕しました。

- 沿岸住民等の協力により違法操業中の漁船団を検挙した事例（下津海上保安署）

平成16年1月23日、日頃の沿岸住民等に対する密漁発見時の速報等協力依頼の活動が奏功し、公園管理者から船曳網漁船団による違法操業情報が寄せられたため、直ちに巡視艇等を現場に急派し、違法操業中の漁船6隻全てを漁業調整規則違反等の容疑で検挙しました。

5 外国人漁業関係法令違反の取締り状況

平成16年の外国人漁業関係法令違反の検挙件数は9件で、前年の7件に比べ2件増加しました。国籍別では、韓国漁船5隻をはじめ、ロシア漁船、台湾漁船、カンボジア漁船、パナマ漁船各1隻を検挙しました。我が国の領海内及び排他的経済水域内では、我が国の操業許可を受けていない外国漁船の徘徊及び外国漁船によるものと思われる違法漁具の設置が数多く確認されており、外国人漁業関係法令に違反した潜在的な不法操業は依然として高い水準にあるものと考えられます。

海上保安庁が平成16年に検挙した外国漁船の検挙事案の特徴としては、巡視船と航空機による効果的な連携取締りにより、山陰沖で横行していた韓国漁船による荒天・暗夜に乗じた悪質巧妙な違法操業を検挙したことが挙げられます。また、その他の韓国漁船及び台湾漁船に係るものについても、いずれも我が国の領海内における侵犯操業や排他的経済水域内における無許可操業等を行ったものですが、これらの漁船は違反発覚後、巡視船艇の停船命令を無視して現場から逃走を図り、巡視船艇・航空機による長時間の追跡の末に捕捉・検挙されるという悪質なものでした。この他に、様々な国籍の者が関与したカンボジアやパナマ国籍といったいわゆる便宜置籍漁船による違反を摘発していますが、中でもカンボジア漁船に係るものについては、中国人乗組員のほか買付人として韓国人が乗り組み、我が国領海内においてロシア漁船から漁獲物の違法転載を受けるといった複数国の人や船舶が絡んだ複雑な事案でありました。このように外国人漁業関係法令違反の態様は、ますます悪質、潜在化する傾向を強めている一方、複雑化・多様化する傾向も示しております。

我が国の排他的経済水域内で無許可操業等を行った韓国漁船合計5隻の船長等に対しては、担保金の提供による早期釈放制度を適用しており、提供を受けた担保金の合計額は875万3千円となっております。

海上保安庁としては、こうした外国漁船による領海内又は排他的経済水域内における密漁事犯を根絶するため、引き続き情報収集・監視捕捉体制の強化等を図るとともに、水産庁等の関係機関と連携して、厳正な取締りを行っていくこととしています。

《外国漁船の国籍別検挙隻数の状況》 (単位：隻数)

国籍等	区分	年				
		12年	13年	14年	15年	16年
中 国	領 海	11	0	0	0	0
	排他的経済水域	3	6	0	0	0
	合 計	14	6	0	0	0
韓 国	領 海	0	0	0	2	0
	排他的経済水域	9	7	8	3	5
	合 計	9	7	8	5	5
ロ シ ア	領 海	0	0	2	0	1
	排他的経済水域	0	0	2	0	0
	合 計	0	0	4	0	1
台 湾	領 海	3	2	2	2	1
	排他的経済水域	1	1	0	0	0
	合 計	4	3	2	2	1
そ の 他	領 海	0	0	0	0	2
	排他的経済水域	0	0	0	0	0
	合 計	0	0	0	0	2
合 計	領 海	14	2	4	4	4
	排他的経済水域	13	14	10	3	5
	合 計	27	16	14	7	9

【平成16年の主な事件】

《領海侵犯操業の台湾漁船船長を逮捕》

- 台湾漁船による領海内侵犯操業事件（平良海上保安署）

平成16年5月14日早朝、地元漁業者からの外国漁船徘徊情報に基づき出動した那覇航空基地の航空機が、多良間島北方の我が国領海内において違法操業中の台湾はえ縄漁船を発見、犯行現場から逃走を図った同船を、同航空機と石垣航空基地の航空機2機により連携監視しつつ、現場に到着した平良海上保安署の巡視艇が同船を追跡のうえ強行接舷により捕捉し、同船の台湾人船長（44歳）を領海内侵犯操業の容疑で現行犯逮捕しました。

《立入検査忌避の韓国漁船船長を逮捕》

- 韓国大型トロール漁船による立入検査忌避事件（対馬海上保安部）

平成16年11月14日深夜、しょう戒中の巡視艇が対馬北方の我が国排他的経済水域において発見した韓国大型トロール漁船に立入検査を実施すべく停船命令を発しましたが、同船はこれに従わずジグザク航行を行って逃走を図ったため、これを追跡のうえ強行接舷により捕捉し、同船の韓国人船長（46歳）を立入検査忌避の容疑で現行犯逮捕しました。

《巡視船と航空機による効果的な連携取締りにより我が国排他的経済水域内で無許可操業の韓国漁船船長及び漁労長を逮捕》

- 韓国刺し網漁船による無許可操業事件（浜田海上保安部、西郷海上保安署）

平成16年11月18日昼間、地元漁船からの違反船情報に基づき出動した美保航空基地の航空機が、島根県北方の我が国排他的経済水域で違法操業中の韓国漁船を発見、犯行現場から逃走を図った同漁船を同航空機が監視しつつ現場に急行した浜田海上保安部及び西郷海上保安署の巡視船に追跡を引き継ぎ、同巡視船は、体当たり等執拗な抵抗と妨害を繰り返す同漁船を約3時間半に亘り追跡のうえ強行接舷により捕捉し、同漁船の韓国人船長（51歳）及び漁労長（38歳）を無許可操業の容疑で現行犯逮捕しました。

《我が国領海内で漁獲物を違法転載した外国漁船の船長らを逮捕》

○ロシア漁船及びカンボジア漁船による領海内違法転載事件（稚内海上保安部）

平成16年12月27日夜間、礼文島駐在警察官から寄せられた不審な船舶に関する情報に基づき、宗谷海域をしょう戒中の巡視船が同島沿岸に急行したところ、ロシア漁船とカンボジア漁船が接舷のうえ漁獲物を転載している現場を確認、両船を稚内港に任意回航させて鋭意捜査を進めた結果、ロシア漁船がロシアの水域内で採捕したズワイガニを、我が国領海内において違法転載していた容疑が固まったことから、同月29日、両船船長（ロシア人及び中国人）を通常逮捕しました。また、カンボジア漁船に乗船していた主犯格の韓国人が同船の中国人船長に違法転載を指示していたことが判明したことから、平成17年1月5日、同韓国人を共犯の容疑で通常逮捕しました。

6 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

平成16年の薬物・銃器関係法令違反の送致件数は21件で、前年の8件に比べ13件増加しました。

なお、平成16年において海上保安庁が関与した薬物の押収事案数（注：海上保安庁が単独又は他機関と合同で薬物を押収した事案数）は、16件であり、覚せい剤109.8kg、大麻0.2kgのほか、海上保安庁関与事案としては初めてMDMA錠剤4,997錠等を押収しました。

また、銃器の押収事案数（注：海上保安庁が単独又は他機関と合同で銃器を押収した事案数）は、3件であり、けん銃1丁、実包6発を押収しました。

（詳細については、平成17年1月7日発表の「平成16年における密輸及び密航取締り状況について」参照のこと。）

7 出入国関係法令違反の取締り状況

平成16年の出入国関係法令違反の送致件数は33件で、前年の44件に比べ11件減少しました。

平成16年の密航事犯の特徴としては、密航者20名以上の大規模集団密航事件の摘発は無く、小口化の傾向が依然として継続していることが挙げられます。

（詳細については、平成17年1月7日発表の「平成16年における密輸及び密航取締り状況について」参照のこと。）

8 その他の法令違反の取締り状況

「その他の法令違反」については、平成16年には、不法無線局の開設等の電波法違反43件、遊漁船の無登録営業等の遊漁船業の適正化に関する法律違反17件をはじめとする86件を送致しました。

「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」の改正を受け、船舶及び港湾施設に対するテロ行為の防止を目的とする「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が平成16年7月1日から施行され、海上保安庁では同法の規定に基づいて入港船舶に対する規制を厳正に実施しているところですが、平成16年末までに、同法に定める船舶保安情報（事前入港通報）を適正に通報することなく入港した船舶8隻の関係者を同法違反として検挙しました。通報に係る違反は、事前に保安措置の確認ができない船舶を入港させることとなりかねず、テロの未然防止に重大な支障を及ぼすことから、今後とも厳正な指導取締りを実施していくこととしています。

（詳細については、平成17年1月18日発表の「国際船舶・港湾保安法に基づく入港に係る規制の実施状況について（平成16年（7～12月）速報）」参照のこと。）